

Step 2 大額貨物／少額貨物の判断

各貨物の統計品目番号を決定して同一の統計品目番号のものをとりまとめたならば、次に、統計品目番号が異なるごとの申告価格が少額貨物分岐点価格20万円以下のもの(以下「少額貨物」(注)という。)になるかどうかを判断する。

(注)外国貿易等に関する統計基本通達21-2(1)(普通貿易統計計上除外貨物)

Point

仕入書価格が外国通貨で記載されている場合、少額貨物かどうかを判断するためには、その外国通貨がいくらであれば20万円以下のものに該当するかの基準となる価格(以下「少額判断基準価格」という。)を求めておくが便利である。

仕入書価格がFOB価格^(注1)である場合の少額判断基準価格は、20万円を適用為替レート^(注2)で除したもとなる。

なお、仕入書価格がFOB価格以外の場合の少額判断基準価格の算出方法については、後記「II. 応用事項－Check1 少額貨物の判断」を参照のこと。

(注1)輸出申告における申告価格は、当該輸出貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB価格)とされている(関税法施行令第59条の2第2項前段)。

(注2)適用為替レートは、後記「ワンポイントアドバイス：本邦通貨への換算(輸出)」を参照

作成例題

仕入書価格が外国通貨で表示されているFOB価格であるので、20万円を適用為替レートで除することで少額判断基準価格を求めることができる。

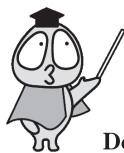
適用為替レート：110.00円/US\$ (令和XX. 8.20～令和XX. 8.26)

少額判断基準価格：200,000円 ÷ 110.00円/US\$ = US\$1,818.18

したがって、仕入書価格がUS\$1,818.18以下であれば、少額貨物と判断することができる。

この作成例題では、「8516.79-1006」(仕入書第3項：US\$1,632.00)及び

「8516.71-0005」(仕入書第7項：US\$1,725.00)が少額貨物となる。



ワンポイントアドバイス：無償貨物の申告価格

無償で輸出される貨物の申告価格は、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合の価格である(関税法施行令第59条の2第2項前段)。

例：第58回(玩具のグランドピアノ)

Description of Goods	Quantity Unit	Unit Price per Unit	Amount FOB US\$
Toy grand pianos	32	37.00	No commercial value

申告価格は、US\$1,184.00 (32 × US\$37.00)となる。

《練習問題の第4問、第11問参照》

(仕入書の有効活用例)

Marks and Nos. 適用為替レート：¥110.00/US\$	Description of Goods	Quantity Unit	Unit Price per Unit	Amount FOB US\$
	1. Electric storage heating radiators for space heating 8516.21-0006	10	612.00	6,120.00
	2. Electric storage water heater 8516.10-0003	40	459.00	18,360.00
	3. Electric rice cookers 8516.79-1006	20	81.60	<u>1,632.00</u>
	4. Electric roasters 8516.60-0002	200	255.00	51,000.00 64,770.00 ←
	5. Electric hair dryers 8516.31-0003	150	50.00	7,500.00
	6. Electric cooking plates 8516.60-0002	108	127.50	13,770.00
	7. Electric coffee makers for powdered coffee 8516.71-0005	25	69.00	<u>1,725.00</u>

Total : FOB TOKYO US\$100,107.00

少額判断基準価格 US\$1,818.18

**ワンポイントアドバイス：本邦通貨への換算(輸出)**

輸出申告では、申告価格は本邦の通貨「円」で申告する。そのため、仕入書価格が外国通貨で表示されていた場合は、輸出申告の日の属する週の前々週における実勢外国為替相場の当該週間の平均値として税関長が公示した相場(以下「適用為替レート」という。)により本邦の通貨へ換算する(関税法施行令第59条の2第4項)。

通関士試験では、問題文記に記載されている申告年月日から、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」に記載されている期間を特定し、適用為替レートを決定する。

(後記「輸入(納税)申告－I.基本事項－Step2 大額貨物/少額貨物の判断内のワンポイントアドバイス(適用為替レートの決定)も参照)

作成例題

申告年月日が「令和XX年9月5日」であるので、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」における適用為替レートは、「令和XX年9月5日」の属する週「令和XX. 9. 3～令和XX. 9. 9」の前々週「令和XX. 8.20～令和XX. 8.26」に記載されている週間平均値「¥110.00」となる。